

# 平成25年第3回定例会会議録（第2号）

平成25年9月10日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
温泉課長	江口正一	君	次長兼障害福祉課長	岩尾邦雄	君
児童家庭課長	安達勤彦	君	建築指導課長	竹長敏夫	君
水道局管理課長	三枝清秀	君			

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎
主任	池上明子	主事	穴井寛子
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第2号）

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可します。

○10番（市原隆生君） 本当は3問ぐらい予定をしておりましたけれども、所属委員会にかかわる質問ということで、私からの質問は1問だけにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

一般会計の予算書の19ページ、緊急雇用創出に要する経費ということで、空き家対策実態調査委託料についてお尋ねをしたいと思います。

これまでも何回か議会のほうで空き家対策については、さまざまな指摘がありました。個々の状況についても対応していただきながら今日に至っておりますけれども、やっとなら、県からの動きがあって、今回の空き家対策の実態調査ということにつながったというふう認識しておりますけれども、今回のこの計上されております予算の中で、空き家対策を実施するに至った経緯について、まずお尋ねしたいと思います。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

建築指導課では、近隣住民の方々とか、それから関係機関から老朽家屋の情報とか所在が指摘された場合につきましては、現地調査の上、所有者の指導、特に写真と、それから文書で指導助言を行ってきました。当事者の都合もさまざまありまして、解体や状況改善に至るまで多くの時間がかかっているのが現状であります。

今回、大分県におきまして緊急雇用創出事業での空き家対策の実態調査補助が市町村に行われることとなりましたので、別府市も全市的な状況調査を行い空き家の実態を把握すること、こういうことを目的にして今回予算計上させていただきました。

○10番（市原隆生君） 業務委託ということとされているということとありますけれども、これはどのように進められていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

今回、この業務委託という経費で上げております、計上させていただいております。これは6月、7月につきまして、自治会の皆様の御協力をいただきまして、約1,400件の空き家の情報を調査・集計ができております。この情報をもとに業務委託として発注させていただきます。調査内容につきましては、各住戸ごとに戸別調査を行います。現地で写真撮影並びに調査票の作成を行います。また、この調査票につきましては、データベース化を行いまして、登記簿により所有者情報も盛り込む予定であります。調査終了時は来年の2月ごろを予定しております、成果につきましては、今後活用するという予定であります。

○10番（市原隆生君） 今、自治会の協力も得てということと申していただきましたけれども、これ、民生委員の方が大方当たられているのではないかと申すに思いますが。民生委員さんもさまざま、いろいろ何かやる人が多いということと申すに思いますが、私の地元でもお聞きしましたところ、町内の調査だけではなくて、実態として民生委員さんが動けないようなところもあったのではないかと申すに思いますが、うちの町内、地元の町内だけではなくて、よその町内の1画も調査しなければならないというようなこともお尋ねしましたけれども、本当に自治会、また民生委員さんにこのように業務をさまざま振っていいのかなというような気もしております。本当に今になっていただく方が少ない中で、早くかわっていただきたいというふうに言われている方も多いのではないかと申すに思いますが、また、その一方で次の新しくなっただけの方が見つからなくて、無理をしながら続けておられるという方もあるように聞いておりますので、その辺の自治会の方

に頼らなければならないというところもあるかもしれませんが、今後のそういう調査についてもほかの方法もいろいろ視野に入れながら、この辺のこともしていただけたらというふうに思っております。

業務委託の成果が出て資料ができるということでもありますけれども、この資料については、今後どのように活用していくのかお尋ねしたいと思います。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

委託成果を、先ほどデータベース化するというふうに申し上げました。老朽空き家とそれ以外の空き家というふうに大きく仕分けをする予定であります。そして、老朽空き家につきましては、所有者に建物の状況通知を行いまして、適切に維持管理をするというふうに考えております。調査の結果、総数としては所管物件が多くなりますので、危険度に応じて対応するというふうに考えております。また、それ以外の空き家につきましては、利活用可能なものも多く含まれておりますので、それにつきましては、今、大分県のほうで利活用可能な住宅の適正管理ということ、対応策も検討されているように聞いております。この中で民間住宅との整合を図りながら、新たな住政策としての検討課題ができるというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 県の方向性というものが今おっしゃってございましたけれども、この資料につきましては、別府市の実態というものが明らかになってくるということだというふうに思います。この明らかになった実態の資料に基づいて、今までこの議会でも何回も言われておりますけれども、条例の制定という方向性については、どのようにお考えでしょうか。

○建築指導課長（竹長敏夫君） 現在、国のほうで空き家対策特別措置法というのが検討されているというのを報道で聞いております。その中で、最近、骨子というのが出てきておりますので、その内容を情報収集も含めながら検討して、あと、他都市の条例等も精査しながら方向性を考えていくということになると思います。

○10番（市原隆生君） 冒頭にも申し上げましたけれども、やっとな国、県が動いてこういう事業が始まったということでもありますけれども、やはりこの空き家条例については、先行してもう各都市で実施しているところもありますし、ぜひともこういう実態を踏まえて別府市に合った空き家条例というものが今後検討していただきたいなというふうに思います。

今この実態、現実として解体撤去していただけたところとかいただけないところがあると思います。地域の住民の方の要望、大変に危険であるというような要望も出されておるというところもあると思いますし、その家屋が実際に撤去される場合もあるし、そのまま放置されているという場合もあるかというふうに思います。実際に撤去になったところも空き地になるわけでもありますけれども、今度は空き地の管理ということについても、なかなかその地域で苦慮している部分があるかというふうに思います。家がなくなると空き地になり、今度は雑草が生えたりして、例えば夏、この雑草が茂って蚊のすみかとなり、また地域の方からもさまざまな苦情が出てくる。蚊のすみかになって大量発生しているとかいうことで問題が発生してくるかと思います。この空き家の問題というのは、本当に老朽家屋が撤去されれば済むという問題でもないように思いますし、本当に地域住民の方が住みやすい、最終的にはそこを目指していくのかなというふうに思いますし、そういった方向を見詰めた今後の空き家対策というふうにしていただきたいと思いますが、最後、答弁を求めます。

○建築指導課長（竹長敏夫君） 空き家対策については、非常に問題が幅広くあります。やっぱり解体後の空き地の管理、雑草とかもふえて、解体して終わりということではなくて、総合的に空き家対策というのを考えていかなければならないと思います。今後も建築指導

課は努力していきますけれども、いろいろな御指導のほうをよろしくお願いいたします。

- 10番（市原隆生君） ぜひとも今回のこのデータ、資料を本当に活用していただいて、別府市に合った本当にいい空き家対策を、住民の方が喜んでいただけるような空き家対策にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

- 5番（森山義治君） 市民クラブを代表しまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、平成25年度9月補正予算案の3款3項1目、事業番号0855 要保護児童対策に要する経費についてでございますが、児童虐待問題につきましては、全国的に重要な課題でもございますし、別府市におきましても、これまで議会で取り上げられましたし、平成23年11月の痛ましい事件発生以降、さまざまな改善策に取り組んできているのは御承知のとおりでございます。

そこで、この児童虐待発生抑制につながる有効な手段の1つとして、最近横文字が多いので、見ている方はなかなかわかりづらいと思うのですが、この「ノーバディズ・パーフェクトプログラム」を実施するためにNPファシリテーターの資格を所有する職員を養成することとでございますけれども、職員さんのNPファシリテーター資格者の対象者は誰なのか。また、選考はどのようにしていくのかお尋ねします。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

資格の取得でございますけれども、公立の保育所それから子育て支援センターに勤務いたします保育士を対象に考えております。

選考方法でございますけれども、多くの職員から、この資格をぜひ取得したいという声もたくさんいただいておりますので、その職員から選んでいきたい、このように考えております。

- 5番（森山義治君） 資格取得希望者が少なかったらと、ちょっと心配したのですが、希望者が多いということで安心しました。これ、どこで、どれくらいの期間で資格を取得できるのですか。それから、また仕事量はふえると思っておりますけれども、現在の職員さんで対応できるのか、どのようにお考えなのか質問いたします。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

この養成講座にかかります日数は、約4日間でございます。講座の終了後、実際にこのNPプログラムを実施する必要がございますので、そして、その実施報告書を添えて認定申請を提出してその審査を受けることとなります。認定を受けるまでには、約3カ月の期間を要するというふうにお聞きしております。

また、現在の職員数で対応できるのかという御質問でございますけれども、これまで平成20年度から23年度まで、毎年1回から3回実施した経緯がございます。そして、ことしの6月から7月にかけても1回実施しております。通常業務には何ら支障のない形で進んだものと考えております。

また、このファシリテーターの資格を持った保育士さんですが、現在1名だけでございます。ことしの実施におきましては、退職された元保育士さんにもお手伝いをお願いしたところですが、今回の養成講座では12名の資格取得を目指しておりますので、逆に今まで以上に職員の負担は軽減されるのではないかなというふうに考えているところです。

なお、この講座の実施場所は、公立の3つの子育て支援センター、ここで実施したい、このように考えております。

- 5番（森山義治君） 現在、資格を持った保育士さんが1名とのこと。選ばれた12名の方には頑張っていたきたいと思います。

次に、この事業を平成26年度以降3カ所に拡大、実施することですけれども、対象となる親子に漏れがないようにするべきと思っておりますが、どのような方策で参加を呼びかけるのですか。お尋ねします。



○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

実際に現在、子育て支援センターを訪れている保護者の方にもお声かけしたいと考えておりますし、それから市報を通じて皆様方にお知らせしたい、このように考えているところです。

○5番（森山義治君） 児童虐待防止策の1つとして頑張ってもらいたいと思いますし、児童虐待件数が少しでも減少していくように、私も頑張っていきたいと思っております。

次に3款3項3目、事業番号0295 保育所入所に要する経費についてですが、1点だけ質問いたします。

この事業は、私立保育所に勤務する保育士の人材確保対策を推進する一環とし、具体的な賃金改善の内容は、各保育所が実情に応じて決定するとしておりますが、事業者とペーパーによる確認ではなく、職員に対して補助金交付後の確認が大事だと思います。どのような方法で支給された処遇改善結果を確認するのですか。お尋ねいたします。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

給付実施の確認についてでございますけれども、給与台帳、賃金台帳、それに取ってかわる実際に払ったことが証明できるもの、それで確認したいというふうに考えております。

○5番（森山義治君） はい、わかりました。賃金台帳で確認するということですね。

今回の処遇改善によりまして、一定の効果はあると思っておりますけれども、就業規則などの内容など、労働環境の改善対策も重要と考えております。この処遇改善を機会に各保育所に対して労働環境の改善にも取り組んでいただきたいと思います。保育士が働きやすい環境が、子どもたちにとってもプラスになると思いますので、よろしく願いまして、短時間でございましたが、質問を終わります。

○15番（平野文活君） それでは、私は、毎年9月の議会では水道決算の質疑をしてみたいと思いますので、まずそこから入りたいと思います。

平成24年度の収益的収支の状況ですけれども、純利益が2億4,500万円余り、また、減価償却費が6億9,200万円余り、資産減耗費は4,700万円余り、合わせて9億8,000万円余りの決算となっております。数字は間違いありませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

数値については、間違いございません。

○15番（平野文活君） 当年度の純利益は、前年比で4,300万円余り減少しております。しかし、帳簿上は費用で落としているけれども、現金の支出を伴わないという減価償却費は、前年比でも1,200万円余りふえております。その結果、決算をしてみると9億8,000万円、10億円近い現金を持って決算を終えているわけでありますね。これが、次年度以降の建設改良事業等の財源となるわけであります。

もう1つの資本的収支の決算についてですが、建設改良事業費は8億8,000万円余りの事業をやった。そして、借金の返済は2億8,000万円余り——これは元金の返済ですね——返済をした。しかし、収入の主なものは企業債の1億円しかない。1億円の借金で11億円を超える支払いができた。これだけの収入があるから、これができたと思っておりますが、数字には間違いありませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

数値については、間違いございません。

○15番（平野文活君） そこで、この建設改良事業費と企業債償還金が4条予算の主な支出なのですが、その支出に占める企業債の割合を別府市で計算すると、平成24年度決算では約8.5%なのです。8.5%借金をすれば100%支払われる、こういう関係です。

それで、平成23年度の県下各市の資料をいただきました。そこで見ますと、この借金

が占める割合が、宇佐市では74.5%、豊後高田市は41.8%、日田市は33.6%、豊後大野市は31.9%、佐伯市が20.5%、中津市が10.3%、大分市9.7%というふうになっておりますが、数字は間違いありませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） 間違いございません。

○15番（平野文活君） つまり、私がここで言いたいのは、別府市の水道の会計は、県下の中でも極めて良好、少ない借金で多くの事業ができる。それだけの利益を上げているからであります。

そこで、私どもは前々から、こうした利益の一部はやっぱりもっと市民に還元すべきだと。確かに水道事業というのは企業会計になって、企業性というのも重要であります。しかしながら、一方で公共性というのがあるわけです。ですから、3つの提案を今までもして、特に基本料金の検討、それから福祉還付制度の財源問題について、今まで提案してまいりました。

基本料金の現状をお聞きます。8トンというのが基本料金ですね。8トン以下で生活している世帯の数、そして割合。また、そのうち5トンまでしか使っていない世帯、そして割合は幾らですか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成24年度での8立方メートル以下の世帯につきましては1万8,097世帯で、全体の34.41%となります。また、5立方メートルまでの世帯につきましては9,034世帯で、全体の17.18%となっております。

○15番（平野文活君） 福祉還付制度の現場についてお伺いしますが、対象数と実際にこれを利用している数をお知らせ願います。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

福祉還付制度の平成24年度の対象者につきましては、1万1,339件となっております。平成24年度実績におきましては6,820件で、全体の60.1%となっております。

○15番（平野文活君） 私は、これまでも基本料金については、5トンを基本料金というふうに引き下げるべきではないかというふうに提案してまいりました。また、福祉還付制度にしても、財源は一般会計から見るべきではないか、こういう提案をしてまいりましたが、なかなか実行はされておられません。

そこで、福祉還付制度については、今、所得制限はないのです。いわゆる障がい者のある世帯、重度の障がい者がある世帯あるいは独居老人の世帯です。所得制限をしてでも、もう少し低所得者全体に広げるべきではないか。例えば単身者はいいいけれども、夫婦2人だったら、どんなに低所得でもこの制度を受けられないというようなことで、不公平の声が上がっておるのです。こういうことを提案してまいりました。

3つ目の提案として、毎年毎年給水収益が減っているのです。それだけ給水量が減っているわけで、大口利用者には多く使えば使うほど料金単価が安くなるという料金体系もあるというふうに聞きました。これは別府でも導入すべきではないか、こう思いますが、以上3つの提案についての見解をお伺いしたいと思います。

○水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

まず3点の御質問でございますが、水道料金の基本水量というのは、もう御存じのように平成9年に改定をさせていただいて、それ以降16年が経過をしております。近年では少子・高齢化に伴って1世帯当たりの平均水量が減少しております。今、議員がおっしゃったように8トンから5トンというのが、1つの考え方になるのかなというふうにも思っております。また、福祉還付制度につきましては、これ水道局独自の制度でございますけれども、福祉政策の一環として水道料金の基本料金の2分の1、半額を還付する形を現在とっております。この還付金の額は、年間で2,900万円余りと現在となっております。基本

料金の設定というのと、この福祉還付制度というのは、収益に大変かわり合いがあるものでございます。

また、料金体系につきましても、今、3点目の御質問がございましたけれども、別府市の場合、用途別で逓増型とあって、使えば使うほど高くなる型があります。また、口径別と逓減形、使えば使うほど安くなるという型もございます。こういうものを今、別府市の使用実態に照らして、どの方法がより適正で公平な料金体系になるのかなという検討をいたしておりますけれども、それぞれにメリット、デメリットがあろうかなということで、現在整理をしているところでございます。

ただ、平成24年度決算を見ますと、前年対比で収益、給水収益というのは大幅に減少いたしております。今後の事業運営も大変厳しさを増すのかなというふうに推計をしております。収益の推移を十分見極めながら事務事業のスリム化、これを行って労働生産性を高める、そして施設、管路の耐震化を促進する、これが私どもの最重点課題というふうに考えております。

今後とも御指摘の3点、十分検討させていただきながら、先ほど議員がおっしゃった公共性また企業性、このバランスを考慮させていただきますけれども、事業運営を図ってまいります。現時点におきましては、現行の料金体系、料金水準をできるだけ堅持させていただきながら、当面のまず課題、これを克服させていただきたい、この選択肢がベターではないかなというふうに現在考えてございます。

- 15番（平野文活君） それでは、水道の決算についてはこれで終わりますが、最後に一言。厚生労働省の出した「水道ビジョン」というのを改めて読ませていただきましたけれども、その中で職員の技術の継承問題、このことがやっぱりかなり大きなテーマとして提起されております。別府市の現状を見ても、高齢者、特に技術系の職員の高齢化は著しいという状況のもとで技術の継承、これが大きな課題になるというふうに思います。命の水にかかわる重大問題でありますので、この問題について本格的な検討をしていただきたいということを申しまして、この問題についての質疑は終わります。

次に、議第71号別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例の制定について、お伺いをしたいと思います。

これは、市長も提案をされたとき、今までの議論の中で全国的にも珍しい、そう提案で述べられました。別府市の障害者手帳を持っている方は、平成22年度でも8,671人、非常に多いわけです。

そこで、非常に、この条例ができたことによって障がい者自身が、当事者自身がよかったなというふうにも実感できるような、そういうまちづくりをしてほしいなというふうに思いますので、幾つか具体的な点を聞いていきたいと思っております。

まず、第4条で総合的かつ計画的な施策の実施ということが書かれてありまして、その後の条文をずっと見ますと、道路あり、交通あり、住宅、雇用、防災、保健、医療、保育、教育、文化・スポーツ、非常に多岐にわたっているわけでありまして。到底これ、障害福祉課だけでは処理、こなせない。全庁的な体制でこの課題に取り組むのだということをこの条例は言っているのかなと思うのですが、まずその点について確認させていただきたいと思っております。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

この条例というのは、全庁体制で取り組みをすると行政経営会議の中でも市長、副市長のほうから指示をいただいております。生活全般にわたることでもありますので、関係部署多岐にわたります。障害福祉課中心となりまして、福祉保健部全体で対応してまいりたいと考えております。

- 15番（平野文活君） そういうことですね。ところが、第6条で実施状況の毎年の確認・



評価というのがありますね。計画を全庁的な体制でつくる。そして、先ほどざっと言いました道路から文化・スポーツまで、こういう課題についての実施状況を毎年確認・評価というのが、どういう形でされるのだろうかというのが1つの質問であります。現在、第3期障がい者計画というのが進んでいるというふうに思います。これ、平成23年3月に策定されたということで、ホームページでその全文をざっと見させていただきましたが、中身はやっぱり障害福祉課の業務が中心であって、先ほど第4条で言うような広範な課題について計画があるということではないのです。ですから、今後そういう広範多岐にわたる障がい者対策が、どういう計画があって、そしてその実施状況などがどうなったかということが、今後わかるようになるのかという疑問をちょっと持ちましたので、そこら辺はどうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

この条例は、障害者基本法の第4条差別の禁止を具体化するものであります。障がい者計画については障害者基本法、障害福祉計画につきましては障害者総合支援法に基づいて計画を策定されております。障害者基本法は、障がいのある人の生活の全般にわたっての事項を施策として策定をいたしております。

評価をどのようにするかということにつきましては、年次ごとに評価をいたしまして、これを公表するという形で、目に見える形のものをつくり上げていきたいと考えております。

○15番（平野文活君） ちょっと難しい答弁ですが、もっと平口に言いますと、道路問題から文化・スポーツに至る、そういう多面的な課題についてこの障がい者政策が、今年度はこういうことを計画して、こういうことが実行できましたということを毎年公表されるというふうに理解していいのですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

別府市では、行政評価の手法として内部評価を実施いたしております。PDCAサイクルに基づきまして年次ごとの評価を行って、評価機関といたしましては、別府市障害者自立支援協議会を今考えておりますが、この場の意見を聞きながら評価の公表をしていきたいと考えております。

○15番（平野文活君） 質問に的確に答えていただきたい——私は、議長ではないから申し上げられないけれども——と思うのですが、私の質問は、この条例ができれば何が変わるかということ質問しておるのですよ。広範多岐にわたる課題について取り組みます、そして次の条文では、毎年報告します、こう書いておるわけです。ですから、こういう全面的な道路から、住宅から、雇用から、そういうことについて、あなたのところの課でもいいですよ、全部全庁から集めて取りまとめてきちんと公表する、評価し公表する、そういうふうに理解していいかと聞いているのです。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○15番（平野文活君） はい、それでは期待をしておきたいと思うのですが、それも全国でトップクラスでできた条例という形で、全国で注目されると思うのですが、この条例が採決されて施行されたら、何か変わったという、やっぱり目に見えるものが欲しいなと思います。1年たったらこういうことができたという報告はされるということだから、それはそうなのですが、私は、障害者手帳を持っているような、あるいはその御家族の方なんか、日常生活をしておっているいろんなことで困り事があったり、いろんな意見があったりすると思うのです。そういう方々が声を出す、意見を行政に上げることが非常に気軽にできるようになる。そして、行政もその一人一人に対して対応してくれるというようなシステム、こういうものができたらいいなと思うのですが、そういうことはどうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

この条例にうたっています合理的配慮を行うためには、当事者の意見を定期的に聞きまして、実施状況を確認する必要があると考えております。

○15番（平野文活君） これもちょっと私の質問の意味・意図を理解していない答弁だなと思うのですが、今までのいろんな計画をつくったり、行政の行動を見ておられますと、いろんな障がい者団体があったりします。その障がい者団体との定期的な懇談とか、そういうこともやられていると思います。そういうことをやりつつですけれども、Aさん、Bさんという個人ですよ、障がいを持たれる方が8,000人おられる。そういう方々がいつでも電話一本、はがき一枚で行政に意見を言えますよというようなシステムができないかという提案をしているわけですが、いかがですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

意見を集約する、意見をいただく機会をいろんな場を通じて可能となるような状況をつくりあげていきたいと思っております。

○15番（平野文活君） どこまで理解していただいたかわかりませんが、次に進みます。

第11条で住宅の問題などを書かれてあります。市営住宅に障がい者用住宅をと、民間アパートでも障がい者用住宅の整備を支援するとか、保証人のない人には保証人制度の整備に努めるとか、公共的設備の整備などを言われております。こういう民間アパートに入っている障がい者とか多いわけです。しかしながら、普通の仕様ですから、車椅子でなかなか家の中は移動しにくいような状態で、本当、床をはって動いているような、そういう状況もありますし、玄関に車椅子を置いたら、あと誰も身動きできぬというような、そういうアパートに住まれている方もおります。ただ、その民間アパートの持ち主が、障がい者用に改造するというようなことを、そういうことを促進するような施策、そうすれば何かのメリットがあるというような、そういうことも考えているのでしょうか。あるいは保証人制度というのは、どういうことをイメージしているのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

民間住宅への整備促進の支援につきましては、民間業者に対しまして、ユニバーサルデザイン化に向けての理解を求めていきたいと考えております。

議員さんがおっしゃいます保証人制度のことでございますが、入居支援として不動産業者に対する物件あっせん依頼、及び家主との入居契約手続き支援を行い、また地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行うものであります。これが、保証人制度の概要でございます。

○15番（平野文活君） よく理解ができなかったのですが、その住宅の改造という民間の。家主の人は、それだけお金がかかるわけですよ。しかし、では、何倍もの家賃が取れるかということ、なかなかそうもいかないでしょう。ですから、何かメリットがないとしないと思うのです。だから、行政がこういう条文をつくるということは、それなりのイメージがあってつくっておるのではないですか。どういう促進策を持っているのでしょうかねと、確定したものではなくても、こういうことを考えていますとか、答弁できませんか。

この保証人制度についても、保証人がいなくても、どうしてもない人は行政に言ってください、何とかしますというふうに理解していいのですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

保証人制度についてでございますが、これは障害福祉サービスの中の地域生活支援事業という事業がございます。この事業メニューの1つとして国が示しておりますが、居住サポート事業というのがございます。これを実施する、国の補助を受けて実施するということは可能であると考えております。

○15番（平野文活君） いや、ですから、あなたが「できる」と言ったのか、「できぬ」と言っ

たのかというのが、私は理解できぬのだ。保証人がなくて困っているような人は、行政に言ったら何とかできるのですか、こう聞いておるわけです。どうですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

居住サポート事業の保証人制度についてでございます。この制度につきましては、国の事業として認められております。これを実施するためには、市のほうの事業計画をつくりまして、県の承認をいただきまして事業を実施するような形になります。

○15番（平野文活君） それなら、別府市にはその計画があって、県のその承認はいただいているのですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

現時点では、この事業メニューを別府市では実施いたしておりません。

○15番（平野文活君） ですから、その辺は全部これを聞く時間がありませんけれども、30何条まであるのですか、絵に描いた餅にしてはならぬというのが、これを見た人の、これは立派な条文ですよ。立派な条文だけれども、具体的にはどうなるのだろうかというのが、普通の、当事者も含めて私たちの実感であります。そういう問題、条例を実行するにはそういう課題があるということを提起したいと思います。

また、例えば公共的施設の整備というようなことも促進するというようなことも書いてあるのですけれども、去年でしたか、おととしでしたか、別府の映画館でジャズのコンサートがあったのです。それを聞きに行ったのです。そうしたら、電動車椅子に乗った障がい者がエレベーターで上がってきて会場に入ろうとする。段差がひどくて入れぬ。電動車椅子は重たくて、抱えるのも抱え切れないというような状況で、諦めて帰りました。そういう場面に出くわしましたが、民間のそういう施設についても、どういうふうなことで使いやすいようなまちづくりを促進するのか。これもちょっと、この条文を見ただけではイメージが湧かないのですが、どういうことを考えていますか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がいのある人のニーズ調査を実施いたしまして、障害福祉課の職員が現地を確認して、その事業者の方に対してバリアフリー化が可能ではないか、できるかどうか、それをお願いするような状況になろうかと思えます。

○15番（平野文活君） そのお願いとかいうのは、別に条例ができる前からしているのではないですか。この条例ができることによって別府市は障がい者に優しいまちですよ、全国トップクラスでこういう条例をつくりましたということを全国にPRするわけでしょう。そうしたら、具体的にこういう問題があるわけではないですか。何らかの促進策を持たないと、ただお願いするだけでは促進できないのではないかと、こう思うのです。ですから、こういうふうな問題があります。

雇用の問題も、非常に問題なのですが、この雇用問題というのはどこの部署が取り組むのか、それだけ聞かせてください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

中心となるのは、障害福祉課と考えております。

○15番（平野文活君） それができるのかどうかは、またちょっと今後とも注目をさせていただきます。

最後に、第23条親亡き後等の問題解決のための総合的施策の策定・実施ということがありまして、逐条解説を見ても、「この条文は、本条例の特徴的な規定」というふうに書いてあります。つまり、親亡き後等の問題解決というような問題を市政の課題として追求している、そういう市はやっぱり少ないというか、よくわかりませんが、条文で、条例でこれを課題として、市の責務として追及するのだというところは非常に珍しいというふうに思います。これも具体的にはどういうことが検討されていくのだろうか。例えば私のと

ころに寄せられた声では、大分市で納骨堂ができた、あれはいいな、お墓参りしようと思っても山の上にあったり、なかなか気軽には行けない。便利なところでそういうのができたらいいなというような声も聞きました。そういうことも1つの検討課題になるのだろうか。あるいは、ある障がい者は、親が一生懸命働いて、この子が何とか死ぬまで食べていけるようにとしてかなりの遺産を残してくれたと言っておりますが、自分も65歳になって障がい者サービスが受けられないようになった。介護保険に切りかえられた。すると利用料がものすごく違うわけです。親が残してくれた遺産がなくなってしまうたら、私はどうなるのだろうかというようなことを聞かされました。

とにかくいろんなことがあると思うのですが、この親亡き後等の問題を解決するということについて具体的なその姿が見えるのは、どういうふうなプロセスを経て、いつごろそういう姿が見えてくるのかなというふうに思いますが、どうでしょう。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がいのある人の保護者である自分がいなくなった後、この子の将来はどうなるのだろうかという思い、これを社会的な問題として捉えて解決していかなければならないという考えのもとに、この条例のもとに条文化をされました。

親亡き後等の問題を解決するためには、家庭にかわる、障がいのある人が安心して生活できる場の確保、いわゆるグループホームとか施設の整備でございます。また、親などにかわって障がいのある人を支援する人の確保、障害福祉サービス、地域の支援、こういうものが必要になろうかと思っております。また、医療や介護など、サービスを受ける際の契約行為についてどなたが行うのかという問題、障害年金、障がいのある人が今生活をしておりますが、その所得で生活が可能なのかどうかという経済的な問題、いろいろな問題がありますが、このような問題点を洗い出して、その解決策を総合的に図っていく必要があると考えております。

○15番（平野文活君） この問題は、障害福祉課が担当するのですか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障害福祉課が担当をいたします。

○15番（平野文活君） そうすると、今あなたが言われたようないろんな問題点を洗い出して検討して1つのプランをつくると。いつごろ第1次の案はできそうですか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この第23条の親亡き後の問題ですが、非常に、今、課長が言いましたように広範多岐にわたるいろんな問題があります。これについては専門家の部会を設けて、そこで検討していきたいというふうに考えております。来年度の当初から1年、それから期限を切りながら結論を出していきたいというふうに考えています。目安としては、1年後ぐらいに出せればというふうには考えているところであります。

○15番（平野文活君） それは注目していきたいと思っております。

市長、最後に。この条例は、やっぱりすばらしいと思うのです。しかしながら、短い時間でちょっと質疑させていただきましたが、実際にやるとなると相当な問題がありますよね。ぼやぼやしておると、本当、これは絵に描いた餅みたいに、今までとどこが違ったのだというふうな、そういうふうなものを、落胆を与えかねない問題でもあると思うのです。ですから、私はやっぱりこの条例ができたことによって、別府市のシステムがこう変わりましたという目に見えるものがまずは欲しい、やろうと思えばすぐできるようなことで。

それで、先ほどちょっと提起したのですが、障害者手帳を持っている人に1枚ずつ料金……、切手を張らなくてさっと出せるはがきがあるではないですか、受取人払いか。受取人払いのはがきを1枚ずつ配って、いつでも何か声が、何か要望があれば、何か聞きたいことがあれば一筆書いてポストに入れてくださいというような、とにかく別府市は障がい



者に寄り添った日常の業務をやりますということが、この条例のまず第1番にやることとして、すぐ目に見えるし、お金もかからないし、これは、別府市が変わったというふうに。団体との懇談ももちろんいいですよ。しかし、一人一人の障がい者、当事者に目に見えるようなPRができるいい方法ではないかな、私はこう思いながら提案しているのです。

最後に市長、この条例の実施に当たってどういう意欲といたしますか、持っておられるかお伺いして終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○市長（浜田 博君） この条例に対する数々の御指摘をいただきました。本当にごもっともでございます。私がこの条例、本当に別府市で取り組みたいという思いを持ったのは、やはりこれは別府市がまずはこの姿勢を示す都市宣言だという思いから、この条例制定に向かいました。そういう意味でこの結果として、絵に描いた餅にならないように障がい者一人一人、多岐にわたる広範な障がい者の皆さん、そういう皆さんの声が1つでも届くような、そして、そういう一人一人に寄り添えるような、そういう条例にしていきたい、このような思いでございます。よろしく申し上げます。

○24番（泉 武弘君） 市長いいですか、これが、「だれもが安心して暮らせる大分県条例」の素案です。これは、大分県が今からつくろうとしている素案なのです。このタイトルは、「だれもが安心して暮らせる大分県条例」、こうなっています。なのに別府市は、ここに「障害のある人もない人も」というわざわざくだりを入れているのです。私は、簡潔に「だれもが安心して暮らせる大分県条例」のような呼称がいいのではないかと。内容は、別府市とほぼ類似しています。「障害のある人もない人も」ということですが、「だれもが安心して暮らせる大分県条例」の呼称のような条例が、私はいいのではないかと感じますが、市長も当然今回の条例提案に当たっては、大分県条例の素案もお読みになっていると思いますので、この点についてどうお考えになるのか、これが1点です。

それで、県条例の中で別府市条例との大きな違いというのは、ここにあります財政上の措置です。財政上の措置については、県はこのように述べています。「知事は、本条例の目的を達成するために必要とされる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる」、こう明確に言っています。そして、別府市の条例とのもう1つの大きな違いは、県の素案で出ています性・恋愛・結婚・妊娠・出産・子育てについて言及しています。この中で、「全ての県民は、多様な性をもつ主体としてお互いに尊重されなければならない。障がいがある人が性的な主体として、自らの性や生殖に関して自由を持っていることが尊重され、障がいがある人自身が望む場合に、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てを実現できる体制が整備されなければならない」とされています。これは、基本的人権の問題なのです。

別府市の条例との違い、財政上の措置と、今、私が申し上げた性・恋愛・結婚・妊娠・出産・子育てについて、大きな違いがあります。これについて市長はどのような見解をお持ちですか。答弁してください。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えさせていただきます。

現在、県のほうでも障がい者のこの条例が、つくる会を中心にして進められております。県議会のほうに請願をして成立を目指すという形で話は聞いております。

県条例につきましては、中身について、まだ正確なものが私どもに入っておりませんので、タイトルで言いますと、「だれもが安心して」という形で、障がい者だけに特化した状況ではないようにありますが、実際のところは、障がい者の差別をなくすことからこの条例自体は始まっているというふうに考えております。これは、県条例でも市条例でも同じ状況だというふうに思っております。

それから財政上の措置のことではありますが、別府市では財政上の措置を明確にはうたっておりませんが、当然いろんな施策を進める上で財政上の措置は必要になってくるものというふうには考えております。

それから、県条例の中で特記すべきこととして、性それから恋愛というふうなことが特記をされておりますが、別府市の条例をつくる段階では、この問題については特に障がい者団体等から出されておりましたが、今後、必要になってくるものというふうを考えておりますので、条例施行後、何らかの形で取り組みをしていかなければならないのではないかなというふうには考えております。

- 24 番（泉 武弘君） 条例のこの呼称の問題ですが、あえて障がいがあるということを条例の頭にかぶせる必要があるのかな。誰もが高齢になっていきますと障がいを持つようになるのです。あの人は障がい者だ、障がいを持っている人なのだ。だから、障がいのある人もない人もということをあえて言う必要があるのかな。「だれもが安心して暮らせる」ではなぜいけないのかなという疑念を持っています。これについて、また条例というのは改正もできますから、十分検討していただきたいな、こういう思いを持っています。

そして、性とか結婚、妊娠等については、今、部長が言われましたように、関係者の皆さん方から意見が出る出ないにかかわらず、これは基本的人権として条例の中に織り込むべきだということ指摘しておきたいと思えます。

さて次に、これは4月23日にこの条例に対する全員協議会が開かれました。このときの抜粋ですが、このように部長は言っています。関係団体との協議の中で問題点、課題などを出していただき、優先順位をつけ早急に取り組むもの、中・長期的に取り組むものの仕分けを行う中で財政協議をしたい、このように部長は言っています。

私が、実施案に財源計画を張りつけなければ意味がないではないか、こう言ったことに対して、市長は次のように答弁しています。「財政的な裏づけをしっかりと示さなければ合理的な配慮はできないと認識している」、このように明言しているのです。その次の事項で、「条例の特徴は、防災対策、親亡き後等の対策問題、これをしっかりと実現していくためには、必ず財政的な裏づけを示すように財政計画の中で明らかにしていきたい」、このようにふうになっていますが、今回の条例を精読しますと、財政的な裏づけや責務については言及していません。そして、この優先劣後の整備状況です。部長が言われた優先劣後の関係で優先順位の問題、これについても条例の附則の中でも示されていません。この全員協議会で答弁されたことと、今回の条例を提案したこととの整合性については、市長はどのようにお考えですか。答弁してください。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えさせていただきます。

条例施行後の詳細な事業内容については、今後検討していくというふうになっております。障がいにつきましては、身体、知的、精神といった種別も、その程度もお一人お一人異なります。また、この障がいのある人の障壁、さらにはこれを解消するための合理的配慮は、広範多岐にわたるものと思われまます。事業実施に向けては、今後、障がいのある人たちの意見を十分に聞きながら、予算的な面についても関係部署と協議をしていきたいというふうを考えております。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。

障がいのある方というのは、障壁、広範多岐にわたっています。そういう状況で、またこれをクリアするためには合理的配慮、このこともうたっています。詳細な事業実施についてはこれからでございますが、いろんな広範多岐にわたる障がいのある方からの意見を十分に聞きながら、また、これに対する事業実施については、お話をしたように必ず予算の裏づけが必要である。この認識の中で予算についても適正な予算措置はしっかりと考えていきたい、このように考えています。

- 24 番（泉 武弘君） 今、しっかり予算措置を考えていきたい、こういう御答弁がありました。

そこで、具体的に第11条についてお伺いします。第11条については、道路・河川、公

園または住宅、それから学校教育施設等の問題が含まれると思いますが、まず建設部を主管している部長にお尋ねしますが、市営住宅、道路・河川、公園、私が今まで調査した中で一番金を必要とするところなのです。これについては、今のところ全体的に整備計画が確定していません。例えば市営住宅の障がい者、高齢者の障がいを持っていると思われる方々の入居戸数を確保しようと思えば、建てかえ以外にないのです。これは、原課の課長が一番よく御存じだと思いますが、もうそれ以外にないのです。公園というものを、市長、簡単に公共的施設の公園のバリアをなくしましょう、こう言っても、公園内便所だけの便器を直せば済むという問題ではない。建屋そのものに段差があるとか使いにくいとか、公園の中に段差がある。これは公園全体を示すものなのです。例えば道路河川課を見ますと、大体歩道の延長が47キロぐらいです。この中で整備されているのは17%ぐらいしかないのです。これから先を見ていきますと、道路河川課の歩道の傾斜・段差解消だけで天文学的数字になってくるのです。

市長は今、しっかり財政的裏づけをつくっていきたいと言いましたけれども、今、裏づけをつくろうにも、そういう整備計画並びに事業計画が確定していないのです。例えば教育委員会を見ましょうか。学校教育施設において、障がいを持つ人も持たない人もという形で支援学級問題を取り上げています。これについて施設改修をどうするのか。また、学校の施設を見ますと、和式便所が大多数を占めていますが、これをどうするのだろうか。こういう一体的な公共施設の整備を、計画をつくって、実施案をつくって、年次の財源をつけるということになりますと、市長、それはもう天文学的数字になる。市長が、そう簡単に答えられるような問題ではないのですよ。だから、何を優先的にやっていくのかということを示さないと、障がいを持っておられる方も市民の方も、この条例の期待が大変大きいのです。徳田先生が言われておったように、一番怖いのは「条例はつくったけれども」、この言葉なのです。

市長、もう一度お聞きします。あなたが財政的な裏づけをつくるというのは、公共的施設の短・中・長期の整備計画に基づいて短・中・長期の財源計画を張りつけるということですか。あなたが言われている財源を張りつけるというのは、どういうことを言っているのですか。具体的に答弁してください。

- 市長（浜田 博君） 詳細な事業内容の計画、事業実施の計画、これが先でございまして、事業実施が決まった時点でそれに適正な予算措置をするという気持ちでございまして。
- 24番（泉 武弘君） ということは、条例は提案したけれども、今から整備基本方針を出し、計画決定をし、それで財政的裏づけをつくっていくということですね。こういうふうに理解していいのですね、今の市長の答弁では。ということは、条例は提案しました、議員の皆さん、可決をしてくださいよ。しかし、今からの進め方とかいうものは、実施案については今から組織内で協議しますよ。こういうことでいいのですか。市長、答弁してください。
- 市長（浜田 博君） 予算措置は、過重な負担にならない範囲内で適正な予算措置をするという方向でございまして。
- 24番（泉 武弘君） 市長、合理的配慮の中で過重な負担を伴わないということは、文言として出てきます。市長の考えとして過重な負担というのは、行政の公共的施設の整備についても過重な負担というのが適用できるのかどうか。あなたは行政の長ですから、どのようなものを過重な負担というふうにこの場合あなたは位置づけているのか、答弁してください。
- 福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

合理的配慮につきましては、今後、ガイドライン等を策定していきたいというふうに考えております。いろんな意味で、先ほども言いましたが、広範多岐にわたるといふ状況が



あります。いろいろな障がいの種別によっても、程度によってもそれぞれの方が望まれている合理的配慮が異なりますので、そのあたりを考慮しながらガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。

○議長（吉富英三郎君） 市長はありますか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

合理的配慮という考えの中で、私は過重な負担にならない範囲で適正な予算措置をするという答弁をさせていただきました。

先ほどの質問では、公園など建設部関係のことも含まれているのかという質問だったと思いますが、私は、こういう全体的な問題は、やはり優先的な順位をつけながら配慮していく、予算措置をしていくという方向であります。（「質問に答えていない」と呼ぶ者あり）

○議長（吉富英三郎君） もう一度質問をお願いします。

○24番（泉 武弘君） 市長、私がお聞きしたのは、過重な負担を伴わないということになっています、合理的配慮の基準の中で。それは公共的施設においても「過重な負担」という言葉が適用できるのですか、こう言っている。教えてください。

○市長（浜田 博君） 私は、過重な負担というのは、とにかくその事業について十分に詳細な事業を実施するに当たって適正な予算措置をつけるということでございますので、合理的配慮以外にもそういったもの、問題についても優先的な配慮をしていくという方向でございます。

○24番（泉 武弘君） そうではないの。過重な負担というのは、民間に対して特に適用しようとしているのです。合理的配慮を民間に求めるときに過重な負担を伴わない、こういうことを言っている。行政は税を預っているわけですから、それがどのくらいの長期になっても整備しなければいけないのです。そのために、あなたがここに笑いながら障がい者計画をつくって、ここで話をしているわけでしょう。だから、そこらをしっかりあなた自身が気持ちとして持つておかなければ。あやふやな答弁をしてはだめですよ。

そこで、お尋ねします。今回のこの条例で私が一番危惧しているのは、ここの合理的配慮という分野です。第10条から第16条まであります。生活支援、生活環境、防災、雇用、保健、保育、教育、芸術文化に対する合理的配慮を民間にも公にも求めていきましょうということなのです。先ほどから障害福祉課の課長が胸を張って、障害福祉課が担当しますよ、こう言っているのです。そんなに暇なのですか、障害福祉課は。この条例を推進するためには、相当の人員と、それに専門的知識を持ったスタッフというのが欠かせないのですよ。

私は、全員協議会のときから申し上げました。本当にこれをやろうとするならば、専門部署を設けて、そこに専門員を配置して、いわゆる全てのマネジメントができるようにしなければ実効は上がりませんよ、こう申し上げたのです。そうしたら、今日に至るまでこの実施に当たっては、伊藤部長の所管する福祉保健部のほうで担当します、こう言っているから、本当にできるのですかと僕は言っている。本当に実効を上げるためには、行政は市長が指示してある程度できるかもしれません。民間に合理的配慮を求めるこのマネジメントを、だれが、いつ、どういう形でやるのですか。私は、ある程度の人員確保をして、専門部署を設けてでも、この条例をつくるからには実施をしなければいけない、こう考えますが、市長、あなたはどのように考えていますか。絵に描いた餅ではだめなのですよ。条例をつくったというだけではだめなのですよ。これを推進する部署が本当に必要なのですよ。それについて市長はどう考えていますか。市長の見解を聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 先ほどから、障害福祉課長が窓口になるということをお答えしていますが、窓口は福祉保健部の障害福祉課になります。しかし、この条例を推進するための機構については、人員配置も含めて専門部会を設けたり全庁体制でやる体制を考えていき



い、このように考えています。

- 24 番（泉 武弘君） 全庁体制でやるために、全庁体制をマネジメントする人が要るわけでしょう。今、市長がくしくも言いました、専門的部署と。私は、行革で人件費を削りなさい、民間委託できるものはしなさい、こう言いました。しかし、この条例というのは、別府市の今後の 10 年、50 年、100 年の大計に沿った条例、こういうまちができたら本当にありがたいなと誰も思う。そのためには、人件費がふえても仕方ないと思っているのです。ぜひとも専門部署を設けてでもこれは実効の上がるようにしていただくように強く要望しておきます。

次に、市営不老泉の問題に移ります。

市営の不老泉が、経年劣化が著しい。この機会に新しく建てかえたい、こういう予算が上がってきました。事業費 2 億円を超えています。この中の 1 億 5,000 万円が借金です。

それで、見てみますと、この平成 23 年度利用者数が 14 万 6,710 人になっていますが、今回、別府市はこの建てかえについてこのように考えているそうです。「設計に当たっての基本方針。不老泉は、JR 別府駅に隣接し、浴室の規模も大きく、近隣住民を初め観光客の利用も多い温泉施設であり、ホールや広場などの附属施設を有し、地域コミュニティーの中核施設としての役割も担ってきたが、近年は施設設備の老朽化が進み、その魅力が低下している。設計に当たって、大正 9 年に皇太子殿下も行啓相なると記されている歴史的な名温泉であることを踏まえ、別府温泉の玄関口にふさわしい風格ある、魅力的な意匠とする。さらに、利用者の利便性を考慮し、地域コミュニティーの場となる機能を有した温泉施設とする」、こういうふうになっています。このような事業をする覚悟ですか。答弁してください。

- 温泉課長（江口正一君） お答えさせていただきます。

今、議員御指摘のコンセプトに当たりまして、私どももそれに向けて全力で進んでいくつもりでございます。

- 24 番（泉 武弘君） 市長、これは過ぐる議会でもお見せしましたね、昔の不老泉の建設写真です。これは駅から見たら、わあ、あの温泉に入りたいなと思うような建屋です。本当に僕はこれを見たときに、なるほど、日本建築というのはすばらしいなというのを実は実感しているのです。

そこで、今のこの設計に当たっての基本方針を見てみますと、「別府温泉の玄関口にふさわしい風格ある魅力的な意匠とする」、こうあるのです。これは具体的にどういうことですか。「風格ある魅力的な意匠」、これはどういうことを指しているのですか。具体的に説明してください。

- 温泉課長（江口正一君） お答えをさせていただきます。

今、議員御指摘の件につきまして、別府駅から観光客の皆様や利用者の皆様方が、今の不老泉の西側の通路を通ってきたときに、その道路上から見たときに全体が広々と広がって、活気のある、風格のある意匠となって、こういう建物の温泉に入りたいなと思えるような意匠ということで書かせていただいております。

- 24 番（泉 武弘君） 江口課長とは再三にわたって意見交換しましたが、今の日本語はちょっと理解できません。どういうものをイメージしているのか、どういう施設と類似した、酷似した施設をイメージしているのかわかりません。具体的に別府市で言えば、どういう施設外観をあなたは考えておられるのか。類似しているものがあつたら提示してください。

- 温泉課長（江口正一君） お答えをさせていただきます。

別府市内で類似しているものというのは、今、瞬間的には思い浮かびませんが、今度の不老泉は、新不老泉は、鉄筋コンクリート造の瓦ぶきの 2 階建ての建物でございます。イ

メージといたしましては、建物の立面図が違いますが、消防署の上のコミュニティーセンターみたいな瓦ぶきのイメージになろうかと思います。

○24番(泉 武弘君) そこで、市長は、この2億円を超える事業費を投入する不老泉の新館、新しい建屋、この事業収支については報告を受けていますか。事業収支見込みについて聞き取りをしているのか、また報告を受けたのか。市長自身答弁してください。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

担当副市長として、事業収支については担当課より報告を受けております。

○24番(泉 武弘君) 市長は、どうですか。

○市長(浜田 博君) 副市長から、一応報告は受けております。

○24番(泉 武弘君) 一応報告を受けて、事業収支はどのようになっていますか。あなたは、どのように聞いたのか説明してください。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

今、事業収支につきましては、起債を10年間で償還するということから、この10年間につきましては、約1,700万円程度の赤字になるというふうに聞いております。しかし、新たな施設でございますので、10年後については黒字転換という部分に切りかえていきたい。これは、当然当初についてはやむを得ないというふうに思っております。

○24番(泉 武弘君) 市長は、そのように聞いているのですか。どうですか。

○市長(浜田 博君) はい、同じように聞いています。

○24番(泉 武弘君) 違いますね。ここに事業収支一覧表があります。これでいきますと、新しい施設がオープンした後、利用者が増加するのを4万5,379名、これは15%の増加と読んでいるのです。そして、入浴料収入が344万7,580円増加する、こう読んでいるのです。この見込額でいっても、市長、この施設はどのくらい赤字が出るというふうに報告を受けましたか。あなたは選挙公約で言ったでしょう、事業については、事業収支をしっかり見据えて、赤字が出るものについては、そういうものについては十分検討したい、こうあなたは選挙で言っている。これはどういうふうにしたのですか。あなたはどのような検討をしたのですか。答弁してください。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

先ほど御答弁をさせていただきましたが、収支で言えば1,800万円の私は赤字になる、近くなるというふうに思っております。これも10年間の起債償還という部分でございます。ただ、今、不老泉の55年の非常に老朽化した施設、市民の安全、観光客の安全から見ればやむを得ない措置というふうに考えております。

○24番(泉 武弘君) 赤字を出して特別の事業をやるということに、財政運営上、市長はどのようなお考えを持っていますか。見解を聞かせてください。

○市長(浜田 博君) もちろん赤字を出さない方がいいわけですが、やっぱり老朽化したこの不老泉の建てかえについては、当面はそういう状況があってもいたし方ないのかな、できるだけ早めに黒字転換ができるような方策を考えなくてはいけない、こういう思いでございます。

○24番(泉 武弘君) 温泉課長、1.5倍の入浴者数の見込みの根拠は何ですか。説明してください。

○温泉課長(江口正一君) お答えさせていただきます。

過去の温泉を建てかえたときのふえた平均値が1.5倍ということで、約1.5倍といたしました。

○24番(泉 武弘君) 今、市長、温泉で収益を生んでいるのは海浜砂湯です、海浜砂湯。それから、堀田が恐らく事業収支とんとんぐらいだと思うのです。今回1.5倍としたのは、事業収支を合わせるためにしたのです、根拠も何もないのです。この館の展開で500坪あ

るのです、あそこに500坪。500坪ある中で不老泉の施設利用客をふやすような対応を今後とれるかという、とれないのです。それはなぜか。180坪会議所に貸すからでしょう。会議所に500坪のうち180坪を貸すのでしょ。本来行政目的を持った行政財産であるものを会議所に貸す。半分近く貸すのでしょ。こういうことが——もう、きょうはかなり厳しく言わせてもらいますが——「貸してくれ」と言うほうも「貸してくれ」と言うほう、別府市の商工業の経営者が集っているいわゆる経営機関ではトップでしょう。ここが、自分らの建屋を建設する用地を今日まで確保できない。イズミに売却した3億8,000万円から探すべきでしょう。それを、不老泉という温泉の一部を貸してください、こう申請するほうも申請するほう。それに「お貸しします」と言った市も市。これは、恐らく末代の人が、なぜあそこの市有地を貸して商工会議所を建てさせたのか、必ず批判のそしりを受けますよ。僕は貸すべきではないと思っている。それは、商工会議所のプライドとか尊厳とかを守るためにも、私は勇気を持って断るべきだと思います。行政財産であるあの地は、不老泉の活用に専心すべきである、こういう思いを持っています。

今回、会議所に半分近くを貸すわけです。それで、もう既に会議所は入札、あったかどうか分かりませんが入札に近いと聞いていますけれども、今、手持ち資金が3億円あるわけでしょう、会議所は。今からでも遅くはありません。今、問題になっている近鉄跡地、これは一般質問でやりますけれども、ここに場所を変更してもらおう等の検討を、市長、できないのですか。ちまちましている。なぜ、あの一方通行のあの地に商工会議所を建設することに、あなた方が土地を貸さなければいけないのですか。誰が考えてもおかしいですよ。

さらにおかしいのは、福祉団体から市有地を貸してください、授産施設をつくりたいと言ったら、あなた方は、土地がないと断っているのでしょうか。片方は、3億円も手持ち資金があるものに対して、新しく温泉を建設する場所の半分近くを貸す。そこには、市長、正当性がないのです、どんな角度から見ても正当性がないのです。

市長、どうですか、近鉄跡地を買収するという、あなたは記者に漏らしたようですが、私は、この地に会議所は方針を変えてもらうほうが良いと思うのですけれども、あなたは、そういう意思はありませんか。答弁してください。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

不老泉の用地に商工会館を建てるという部分につきましては、これはさかのぼりますが、平成19年1月に株式会社イズミが、商工会議所に移転を申し入れておりました。（「副市長、時間が無い。検討する意思があるか」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。別府市もそのときに移転の要請をいたしております。これによりまして、昨年4月、商工会議所のほうからこの建設をしたいという旨の申し入れがございましたので、市としてそれに応えたということでございます。

○24番（泉 武弘君） 今の答弁について、市長はこう言いました、このスーパーイズミの論議のときに、「私は、市として要請はしたけれども、責任を持つものではない」、こういう答弁がありました。今、副市長が答弁された、別府市が要請したとしても、それは補償額で補償されているのです。会館が移転して、売却して移転するというのは、館がなくなるわけですから、それについては、会議所独自に考えるべき問題でしょう。そして、いろいろなこの場所提供の提案があったようです、会議所の議員総会でも。それが決まらずに今日、別府市の市有地の一部分、ここに貸してくれということでしょう。それは、市民から見たらおかしいですよ。

もし近鉄跡地を——市長、これは仮定での話ですよ——買って、あの土地を別府市が取得して事業用借地として建屋を建てる。この中のワンフロアを会議所に買ってもらうほうが、会議所の意思としては非常にいいのではないのですか。観光協会もそこに移せばいい。

私は、拙速であってはいけないと思うのです。

くだいようですが、私は自信を持って言うておきます。不老泉は貸すべきではありません。それは市のため、会議所のためです。もうちょっと商工団体の代表としてプライドを持ってほしい。公共財産を管理、有効活用するために、市はもうちょっと確たる方針を持ってほしい。そういうことをこの不老泉建設事業に伴って注文をつけておきます。これは、また一般質問で存分にやらせてもらいますので、ぜひとも市長、この問題はあなたの頭に入れて再考をお願いしておきます。

○6番（穴井宏二君） では、議案質疑をさせていただきたいと思います。

まず、事業ナンバー 0855 要保護児童対策に要する経費ということで、さきの質問とダブらないようにさせてもらいたいと思いますけれども、先ほどもありましたけれども、児童虐待に対するものであるということでもあります。児童虐待が叫ばれて非常に久しくなりました。なかなかかわいそうな事件が起こったりとかございますけれども、目に見えない部分が結構あるのではないかな、もうこれは実際あると思いますけれども、そういうふうな目に見えないところに光を当てて手を打っていく、そういうことが大事であると思っ

ているところでございますが、この要保護児童対策に要する経費の追加額ということでござい

ますけれども、まず現在の児童虐待の状況はどうなっているのか、簡単に件数等をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

児童家庭課内に設置しております子育て相談窓口、ここに寄せられた件数でお答えさせていただきます。

平成 24 年度の受理件数は 287 件でございまして、そのうち虐待に関します相談は 141 件でございまして。平成 23 年度は、受理件数 377 件のうち虐待に関する相談は 159 件ですので、若干減少はしているのですが、大分県の児童相談所、こちらに寄せられている相談は増加傾向にあるようでございまして、一概に虐待が減ってきているとは言いがたい状況ではないか、このように考えております。

○6番（穴井宏二君） 一概には減っていない、むしろ増加しているのではないかなと思っ

ておりますけれども、その対策として今回、NPファシリテーター養成講座があるわけ

でございまして、なかなか、初めて聞くような言葉でございまして、よく意味がわからないとかありますが、この意味と事業の概要について、簡単に答弁をしてもらいたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

このNPファシリテーター養成講座、児童虐待発生の抑制につながる有効な手段の1つ

として位置づけられておりますノーバディズ・パーフェクト、つまりNPプログラムを実施するために認定団体に委託いたしまして、プログラムの進行役・ファシリテーターを養成するものでございまして。このノーバディズ・パーフェクトと申しますものは、「完璧な親はいない」というふう

に訳されております。このプログラムは、就学前のお子さんを持つ親を対象にいたしまして、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、安心できる場を提供いたしまして、自分に合った子育ての仕方を学ぶ、そういうプログラムでござい

ます。

○6番（穴井宏二君） 非常にとうとい役割を持っている方になるわけ

でございまして、こういうファシリテーターの資格を取得したいという方もいらっしゃると思っ



そこで、先ほど答弁でもございましたけれども、保育士12名の資格取得を見込んでいくということでございますが、2つちょっと聞きたいと思います。

この養成講座の経費の算出根拠、どういうふうにして出されたのか。

それから、今まで実施した経緯と、それについての感想等ございましたら、お願いしたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まず、経費でございますけれども、このNPファシリテーター養成講座、実は平成23年度に大分市さんのほうで1度行われております。そのときの委託金額、これのほうを参考にいたしまして、今回の計上額とさせていただきます。

それから、これまでの経緯ということでございますが、先ほど森山議員の御質問の中でも答弁させていただきましたけれども、平成20年度から23年度まで実施した経緯がございます。最近では6月から7月にかけて実施しております。6月に実施した際には6名の親御さんが参加していただきまして、そのときに感想をいただいているのですが、「自分の育児に対しても少し前向きになれた」というお言葉、それから、「もっとやりたかった。満足している。大変有意義だった」という感想をいただいている、こういう状況でございます。

○6番（穴井宏二君） 非常にすばらしい講座になるのではないかなと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

では続きまして、事業ナンバー0295保育所入所に要する経費ということで、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、この目的と概要について説明してもらいたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

この事業は、待機児童の早期解消のために保育士の人材確保対策を推進する一環といたしまして、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金を交付することによりまして保育士の確保を促進することを目的としております。

交付の対象となりますのは、私立の保育所に勤務する保育士等でございます。現在、私立保育所に対しましては、職員の勤務年数や入所児童数等に応じまして、その運営費として民間施設給与等改善費、いわゆる民改費というものが交付されておりますが、今回の交付は、その上乗せ相当分に当たるものでございます。財源は、国から都道府県の安心こども基金に交付されますので、その財源を活用して実施する、このような予定にしております。

○6番（穴井宏二君） では、保育所のどの運営費に充てられるのか、答弁してください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

今回の交付の対象が、保育士の処遇改善に取り組む保育所となっておりますので、処遇改善に結びつかない経費は対象とはなりません。具体的に申しますと、基本給与、それから手当、賞与、一時金などということになっておりますけれども、その使い方、使徒につきましては、各保育所の実情に応じまして各保育所が決定する、このようなこととされております。

○6番（穴井宏二君） では最後に、この事業による効果、これをどのように捉えておられますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

近年の保育需要の高まりの中、各保育所は待機児童を生み出さないために精いっぱい努力をしているところでございます。当然、保育に携わる保育士の負担もかなり大きくなってきておりますので、この処遇改善費の交付は大変励みになるのではないかとこのように考えております。それから、新たな保育士の確保、これにもつながる一助となるのではな

いかというふうを考えているところです。

- 6番（穴井宏二君）では、ちょっと最後に一言申し上げますけれども、保育士の処遇改善に取り組む保育所、こういうふうにございましたけれども、ここの線引きというか、非常に難しいのではないかなと思っているところがございます。別府市は民間保育所ということでございますが、認可外保育所でも別府市の子どもさんを預かって一生懸命育てて面倒を見ていらっしゃる。同じ別府市の子どもの面倒を見ている、そういうふうなところもございまして、ぜひそういう垣根というか、なくしていければいいなと思っているところがございます。保育士の資格がふえると、ほかの市町村では認可外の保育所の保育士の資格取得者がふえたら認可保育所へ移行していきける、そういうふうなメリットもあるというところでも取り組んでいるところもあるようでございますので、そういうふうなところからも、また次の機会でもあれば取り組んでもらいたいと思います。

- 12番（猿渡久子君）2つの問題で、質疑をしたいと思います。

1つ目は、緊急雇用創出予算、空き家管理実態調査委託業務についてです。これは、先ほども質疑がありましたので、重なる部分は省きます。

民間住宅との整合性を図りながらということ、先ほどの答弁の中でもおっしゃっていたのですが、空き家の適正管理というのは、まだ使えるであろう空き家と、もう老朽化したものというのがあるわけです。そういう中で、やはり過疎地などの場合とが、別府市は状況が違う部分が多いと思うのです。住宅地の中での空き家をどう生かしていくかというふうなことを考えるときには、非常に難しい面があると思うのです。そういうところでやはり別府市としての民間住宅との関係を考えながら、住政策についての基本方針というのが見えないと思うのです。そういう中でそういう方針も持ってやっていかないとはいけないうし、調査結果を見ますと、自治会の方に協力していただいた調査結果でも、いただいている資料でも、空き家が1,392あって、そのうち老朽化した家屋が210あるというわけです。大変な数だと思うのです。やはりそういう大変な数に現実的に今後調査した後、きちんと対応していきけるのかどうか。そこのところ非常に大事であり、気になるところなのでございますけれども、その点はどう考えていますか。

- 建築指導課長（竹長敏夫君）お答えいたします。

本課では現在、80件程度、平成9年からの累計でまだ80件程度の家屋の情報が入っておりまして、それに対して指導・助言等を行っている状況であります。

今回、自治会の皆様大変御苦勞をいただきまして調査結果の報告を市のほうにいただいております。その中で200件、この中で現地のほうの業務委託で調査をするわけなのですが、今のところ自治会のほうからは1,300件のうち約200件程度が老朽化しているということですが、精査をしていくとそれ以上恐らくふえるのではないかと考えております。

処理件数としては、来年度以降3倍近い処理件数となりますけれども、調査票の中を精査しながら、危険度の高いところから取り組んでいくということでもあります。しかし、最近、新法等がたくさん出ておりますので、そういうところも含めて現有勢力で精いっぱい頑張っていくということ、今の段階では考えております。

- 12番（猿渡久子君）国のほうも、これは大変難しい問題であり、重要な問題だということで国のほうでも動きが出てきていると思うのですが、空き家対策特別措置法ということで議員立法で準備をしているというふうに報道があつています。しかし、この中身はまだ不透明で、どういうふうになっていくかまだまだわからない状況があると思うのですけれども、そういう中で実際に老朽家屋の減少に効果があるのかどうかというのは、なかなかまだ見通しがつかない。この国の中身も十分にわかっていない状況です。

そういう中で、ほかの自治体では助成制度や条例制定を行って、助成制度をつくったり、

いろんな中身の条例があるようではすけれども、既に取り組みられています。今回の空き家の調査と空き家対策特別措置法との関連について、別府市がどのように考えているのか。

それと、今まで取り組んできた中でも非常に難しいケースというのはたくさんあると思うのです。例えば、所有者が変わっていて相続の関係で何人にも当たらなければならないとか、その所有者がどこにいるのかを突きとめるだけでも相当大変だったりすると思うのですけれども、その点で課題にどういう点があるのか。老朽家屋、なかなか解決しづらい原因がどういうところにあるのか、その点はどのように考えていますか。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

空き家の解体費用についてですけれども、特に私たちは、解体まで指導しているのはごくまれでありまして、やっぱり維持管理というところで建築基準法の第8条のほうでの指導をしております。そこについては適正な管理ということであって、うたっているわけなのですけれども、現実的に構造的に非常に不安定なものについては、文書の中で解体も含めてということで指導させていただいております。その中で解体につきましては、建設リサイクル法が施行以降、分別回収、分別解体ということで解体コストが非常に高額になっております。1件におきましては約80万円、上下がありますけれども、平均して80万円程度かかって、普通の戸建て住宅ですけれども、かかっております。そういうふうなことからしまして、高齢者とか、いろんな所有者の事情がありまして、解体費の捻出が非常にできないというところでは、他都市で補助ということもやっております。実際に補助金の額がどの程度になるかというのは検討の余地が残っておりますけれども、更地になった場合、それからそこに新たに家を建てた場合、いろんなところでその後の課税状況とかそういうのを含めまして、トータル的に言及していくということが必要だと思いますので、補助については、今後いろんな関係部署と相談しながら考えていくべき問題だと考えております。

それから、解体に至らない原因といたしましては、特に1つは相続問題がありまして、所有者が死亡したまま、そのままになっているという状況があります。それから固定資産税が、家が建っているときには固定資産税が減免されておりまして、その家屋がなくなると減免措置がなくなるということで、3倍から6倍程度に戻るのですけれども、実際にそういうふうな固定資産税が上がるということが現状であって、その分を何とか予防したいという所有者の心理が働いている場合もあります。それともう1つは、先ほど申しましたように解体費用が、昔に比べまして大分高くなっておりますので、その費用の捻出が困難な状況の所有者がいらっしゃるということで、大きくその3点が老朽家屋の解体に至らない原因として挙げられると思います。

○12番（猿渡久子君） 国のほうでは、報道を見ますと、その特別措置法の骨子案の中で固定資産税を軽減することも考えてはいるということも報道されていますけれども、とにかくその負担が大変です。ですから、1つはやはり他市でやっているように解体費用の補助も含めて考えていかないと、具体的に進んでいかないのではないかと思います。ですから、今後ぜひそういうことも含めて検討していただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁の中で現体制の中で頑張っていけないといけないというようなことを言われたと思うのですけれども、やはりこれ、職員体制の問題は、市長、しっかり考えないと、職員体制の充実を図らないと、非常に難しい仕事です。大変時間も労力もかかる困難な面がたくさんあることを解決していかなければならない仕事ですので、職員体制、体制整備というのは非常に大事だというふうに思うのです。それをきちんとやっていかないと、せっかく自治会の方にも御協力いただいて調査をした経緯があるわけですから、自分たちも協力して調査をしたのだけれども、あれはどうなっているのかというふうなことにもなりかねない。そういうふうなことでは困ると思いますので、職員体制をしっかりとついでいただくということが大事だということを強調しておきたいと思うのです。



やはり私、いろんなところで思うのですけれども、こういうふうに地方自治体の仕事というのは、非常にふえていっています。権限移譲の問題もそうだし、新法ができて云々という答弁がありましたけれども、新しい法律ができて、それに地方自治体が対応していかないといけないということもふえていきますし、先ほどから議論があつています障がい者条例をつくった場合の対応についてもそうですし、そういう中で職員をこれ以上減らすという計画は、やはり見直さないと私は無理だというふうに思っています。その点をやはり申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

もう1つの問題は、不老泉の建設に要する経費5,346万4,000円。これも先ほど質疑があつていきますので、その上に立っての質疑をしたいと思つています。

先ほど、外観については若干の説明があつたのですけれども、この問題、私は6月議会の後に、この解体費用が可決をされたという新聞記事をめぐって、フェイスブック上でも非常にたくさん意見が上がつてきているのを見まして、私自身、この問題に対しての意識が弱かつたなということも反省させられました。いろんな意見が上がつてきているのですけれども、例えば「新しい建物をどんな建物にするのだろう。湯都ピア浜脇みたいなのを建てたら怒るぞ」とか、「昔みたいな建物を希望する」とか、「シャワーは要らない。ハイテク温泉は落ちつかないよね」とか、「別府らしい温泉が少なくなるな」、あるいは「できたら歴史ある建物の趣をそのまま残してほしい」、それと「あの広い湯舟とレトロな感じは残してほしいな」、それから「別府の温泉文化で半地下式が主流でしたが、次々フラットになってきていますが、全部が全部バリアフリーにしないといけないのかな。形式がバリアでも車椅子温泉道の仲間は心のバリアフリーで解決していますね。何とか半地下は残してほしいですね。温泉文化の灯を消したくないです」、こういう御意見もあるし、「木造の古いつくりだといひですね」とか、「伝統を生かしたつくりを期待しています」とか、「タイルだけでも新しい建物のどこかに張れないだろうか」とか、本当にさまざまな意見が寄せられていまして、私は幅広い方、県内外の方がいらっしゃると思うのですけれども、本当に幅広い方の関心がとても高く、新しい建物にも思いが、これまでの建物にも思いがあるし、新しい建物にもこんなものという思いがたくさんあることは、非常にありがたいと思つました。

そのような御意見、直接課長のところにも私はこの御意見もプリントして持って行きましたし、直接関心のある方から意見も寄せられていると思うのですけれども、そういう御意見、もちろん反映できるところと、申しわけないけれども、そうでないところとあると思うのですけれども、どのように御意見を聞いて取り入れられるところは取り入れていくのか。先ほど、外観については瓦ぶきということも答弁がありましたけれども、内部についてもどのようなものになるとか、若干説明いただきたいと思つています。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

建物の概要ですが、概要は鉄筋コンクリート造、瓦ぶき2階建てで、延べ床面積は約500平米でございます。1階部分には温泉施設と休憩室を設け、2階には地域コミュニティーの場となる集会室を設けております。また、エレベーターも設置しております。

○12番（猿渡久子君） また、こういう施設の設計をする上で、地元の方が中心になるかと思つていますけれども、地元利用者の方からどのように要望を聞いて、それを反映させようとしているのか、その点はどうでしょうか。納得いただいて、反映できない部分も納得いただくことが大事かと思うのですけれども、その点はどのようにしてきたのか。答弁ください。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

地元住民を対象にいたしました意見交換会を開催いたしまして、いろいろな御意見をいただいております。主なものといたしましては、現在の不老泉と同様に広々とした開放的



な湯舟にしてほしいということや、やはりバリアフリーに努めてほしい、また、熱湯とぬる湯をぜひ設置してほしいというような御意見をいただきました。そのほかにもさまざまな意見がございましたが、取り入れることができることにつきましては、できるだけ反映させるようにしております。

- 12番（猿渡久子君） また、先ほどから議論があつていきますように、今度の議会に、障害のある人もない人も安心・安全に暮らせる条例が提案をされているわけですが、その条例案の中には、施設を整備するときには障がい者の意見を必ず聞いてもらいたい、聞くことというのが入っています。そういう点でバリアフリーにするということがあったのですけれども、今回、これを建設するに当たって障がい者の意見というのは、どういう形で聞いて反映をされるのでしょうか。

- 温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

8月に障がい者団体の代表者の皆様方に参加していただき、市営堀田温泉で実際に浴室の内部を視察していただきました。そこで、さまざまな意見交換会をさせていただきました。その中の主なものといたしましては、湯舟の縁の高さや脱衣室の形状、また、災害時の避難所としての機能などについて御意見をいただきましたので、反映できるものにつきましては、できるだけ反映させるようにしております。

- 12番（猿渡久子君） 実際に細かくいろんな意見を現場で聞きながら、避難所機能としても反映するということがありがたいと思います。

現在の不老泉は、非常にレトロな雰囲気もあつて、温泉道名人会とかまち歩きの拠点とかいうような形で非常に人気が高い温泉だと思うのです。案内する際にも優先して案内するという御意見もありますし、別府しかないすばらしい温泉観光資源として、これまでも非常に重要な位置づけだったのだという御意見もありますし、上田の湯や高等温泉、海門寺、不老泉、竹瓦温泉、これらが動線になるような形で今後も生かしていきたいので、そういう建物にしてもらいたい、自信を持って紹介できる建物にしてもらいたい、こういう御意見もあるわけです。そういう中で、やはり建てかえた後、この不老泉をそういうまちづくり、まち歩き、そういうものの中でどのように位置づけて、どう生かしていこうとしているのか。市としてはどのように考えているのでしょうか。

- 温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

議員言われましたように、現在の不老泉は、さまざまな方面で最も評価が高い温泉源の1つであると認識いたしております。新不老泉も、浴室はほぼ現在と同じ広さを確保しており、バリアフリーにも対応しておりますので、別府温泉の玄関口としてふさわしい風格のある施設になり得ると考えております。これまで以上に温泉めぐりの起点として、また、まち歩きの拠点として、さらに車椅子温泉道など、多くの皆様方に活用していただきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 多くの皆さんに愛されるものになることを期待しまして、私の質疑を終わります。

- 議長（吉富英三郎君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす9月11日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時04分 散会

